

平成26年度

# 総合評価落札方式の見直し等について 【港湾空港関係・工事関係】

新潟会場：H26.4. 8  
富山会場：H26.4.11

北陸地方整備局 港湾空港部

平成26年4月

本資料に記載された内容は、今後変更になることもありますので、参加を希望される場合は、当該工事の入札説明書をご確認のうえ、申請されるようお願い致します。

なお、本資料は、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ(<http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/>)にも掲載しています。

## 概要

北陸地方整備局港湾空港部では、工事の総合評価落札方式について、以下のとおり一部見直し等を行います。

### 【新規】

(1) 港湾工事等に使用する作業船の所有等を加算点として評価することについて(試行)

### 【見直し】

(2) 技術資料と入札書の同時提出について

(3) 配置予定技術者の工事成績点に関する評価方法について(試行)

(4) 専任補助者を配置する場合の配置予定主任(監理)技術者の実績緩和について(試行)

(5) 専門性の高い技術者資格の更なる活用について(試行)

# (1) 港湾工事等に使用する作業船の所有等を加算点として評価することについて(試行)

## 【①対象工事】

作業船を使用する工事のうち、技術提案評価A型、技術提案評価S型(WT0)、チャレンジ型を除くすべての工事を対象とする。

## 【②対象船舶】

### 対象工事に使用する作業船

注) 「対象工事に使用する作業船」とは、別途示す主作業船一覧を参考に対象工事の工事内容に応じて作業船(規格は問わない)を選定する。なお、選定にあたっては、工事内容を含む主作業船が複数選定されることが望ましい。(作業船固定化の排除目的)

## 【③評価視点】

「企業の能力等」にて評価を行うものとする。

## 【④評価内容】

作業船の保有及び作業船に設置されている原動機すべての窒素酸化物放出値を評価する。

注) 作業船に設置されている原動機すべてにて評価の判断を行うため、例えば、非自航式「起重機船」において吊り上げ部の出力機が原動機であれば評価の対象となる。また、複数の原動機が設置されている場合は、すべての原動機にて評価を行うものとする。ただし、設置されている原動機が海防法に定める規格を満たしていない場合を除く。

## 【⑤評価点数】

### <作業船の保有>

**1.0点** : 対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を自社保有している。

**0.0点** : 対象工事に使用する作業船団のうち、いずれの作業船も保有していない。

注) 共同保有も認める。

### <作業船の環境基準>

**1.0点** : <作業船の保有>にて提示した作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準を満足している。

**0.5点** : 下請を予定している作業船に設置されている原動機がすべて窒素酸化物放出基準を満足している。

**0.0点** : 作業船に設置されている原動機のうちいずれかが窒素酸化物放出基準を満足していない。又は、国際大気汚染防止原動機証書の提出がない場合。

## 【⑥確認方法】

保有形態については、船舶検査証書の所有者にて確認する。なお、非自航船等の船舶検査証書を持たない作業船については、「現有作業船一覧」等にて確認する。また、「下請を予定している会社の所有」する船舶については、別途定める様式にて確認する。

原動機の窒素酸化物放出基準については、国際大気汚染防止原動機証書に記載されている放出値で確認する。なお、放出基準を満足していない作業船については、国際大気汚染防止原動機証書が発行されていないため、当該証書の提出がない場合は、放出基準が満足されていないものと判断する。

## 【⑦不履行】

競争参加資格申請時に提出した対象工事に使用する作業船については、履行義務を課すものとし、不履行の場合は工事成績評定点数を3点減点する。

## 【⑧虚偽申請】

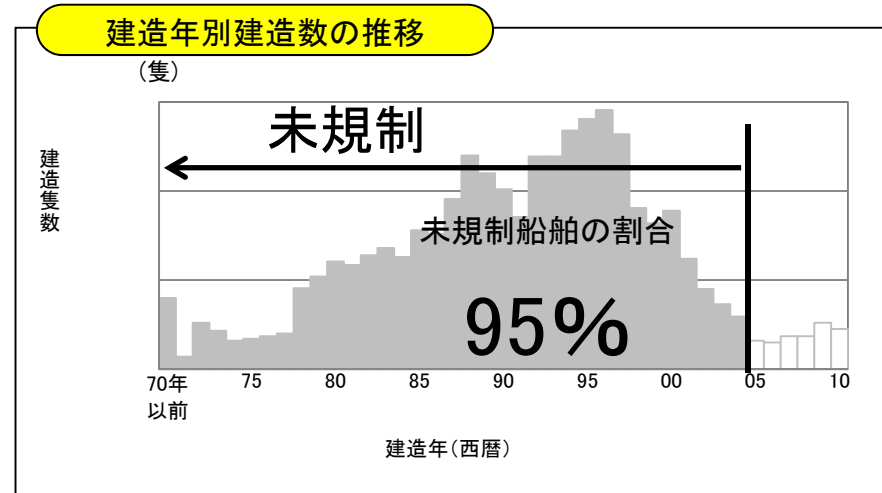
申請書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づいて指名停止を行う場合がある。

# 港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る

## 作業船の買換特例の創設(所得税、法人税)

### 施策の背景

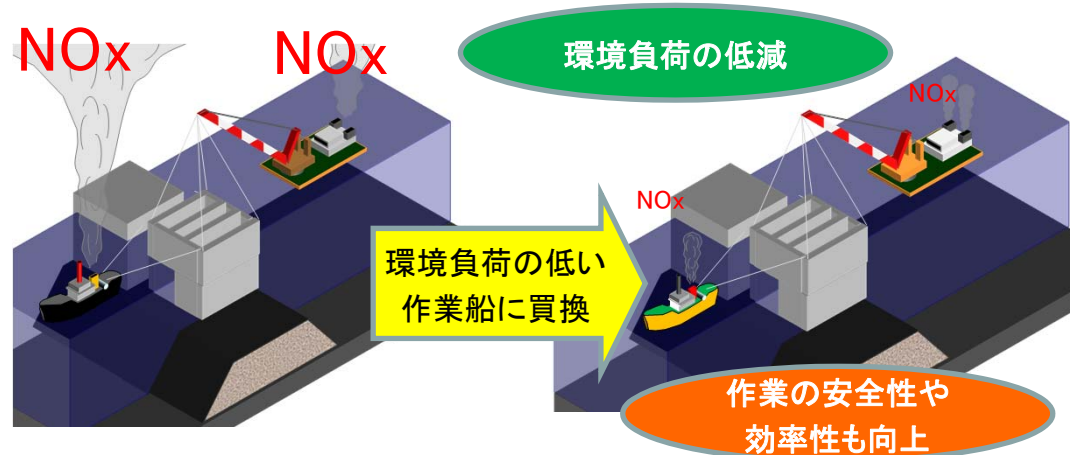
- ◆ 国際コンテナ戦略港湾をはじめとする港湾の機能強化や老朽化対策及び災害復旧等に作業船は不可欠。
- ◆ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」により、作業船も対象としたNOxの排出規制が平成17年より実施され、段階的に強化されているが、作業船保有者の約97%が中小企業であり、厳しい経営環境から買換が進んでいないこともあり、現有作業船の95%がNOx排出規制適用前に建造された船舶となっている。



### 要望の結果

作業船を買い換える場合等の圧縮記帳  
(所得税・法人税)

- 特例措置の対象: 作業船  
〔 譲渡資産: 船齢45年未満  
買換資産: 船齢耐用年数以内 〕
- 措置内容: 圧縮記帳比率: 80/100
- 措置期間: H26年度より3年間



## (参考)主作業船一覧について

### 作業船の船種

下表に示す主作業船のうち、原動機が設置されている船舶を対象（規格は問わない）とする。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

港湾請負工事積算基準 2-1-(16) 「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」のうち、主作業船を抜粋

# 窒素酸化物の放出量基準について

## 窒素酸化物の放出量に係る放出基準について【海防法】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十九条の三 船舶に設置される原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。)から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

## 窒素酸化物の放出量に係る放出基準【海防法施行令】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であつて、 <b>定格出力が130kWを超え</b> 、かつ、 <b>定格回転数が毎分130回転未満</b> のもの(法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機(以下この表において「特定用途原動機」という。)に該当するものを除く。)	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量(単位は、グラムとする。以下同じ。)の値が <b>14.4以下</b> であること。
二 ディーゼル機関であつて、 <b>定格出力が130kWを超え</b> 、かつ、 <b>定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満</b> のもの(特定用途原動機に該当するものを除く。)	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が <b>44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下</b> であること。
三 ディーゼル機関であつて、 <b>定格出力が130kWを超え</b> 、かつ、 <b>定格回転数が毎分2,000回転以上</b> のもの(特定用途原動機に該当するものを除く。)	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が <b>7.7以下</b> であること。
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。

備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。

# 国際大気汚染防止原動機証書について

## 国際大気汚染防止原動機証書【海防法】

(国際大気汚染防止原動機証書)

第十九条の六 国土交通大臣は、第十九条の四第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により放出量確認をし、かつ、前条の規定により同条の原動機取扱手引書(以下「原動機取扱手引書」という。)を承認したときは、当該原動機製作者等に対し、国際大気汚染防止原動機証書を交付しなければならない。

### 国際大気汚染防止原動機証書(見本)

証書番号 第 12KB00627EAP号  
Certificate No.

**国際大気汚染防止原動機証書**  
ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE

日本国  
JAPAN

2008年の決議MEPC.176(58)により改正された1973年の船舶による汚染防止のための国際条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本政府の権限の下に、日本海事協会が発給する。  
Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176(58) in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by NIPPON KAIJI KYOKAI.

原動機製作者等 Engine manufacturer	型式番号 Model number	製造番号 Serial number	原動機の使用形態 Test cycle(s)	定格出力(kW)及び 定額回転速度(rpm) Rated power(kW) and speed(rpm)	原動機承認番号 Engine approval number
ヤンマー株式会社 Yanmar Co., Ltd.	6EY26LW	0527FHE	D2	1,840 kW 750 rpm	12KB00627

この証書は、以下の事項を証明する。  
THIS IS TO CERTIFY

- 上記の原動機は、条約附属書VIによって義務づけられた2008年に改正された窒素酸化物技術規則の要求に従って放出量確認等がなされたこと。
- That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines 2008 made mandatory by Annex VI of the Convention; and
- 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調節部分及び原動機取扱手引書が、船舶への設置及び運転に先だって、すべての点において条約附属書VI第13規則に定める関係要件に適合していること。
- That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and technical file, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附属書VI第5規則の規定による検査が行われたことを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間有効力を有する。  
This certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

神戸 において発給した。  
Issued at Kobe

発給の日: 2012年1月20日  
Date of issue: 20 January 2012

日本海事協会  
NIPPON KAIJI KYOKAI  
  
(Hiroshi YAMAMOTO)  
General Manager of Kobe Branch

国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP証書)の追加  
SUPPLEMENT TO ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE (EIAAPP Certificate)

構築、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録  
RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

附記  
Notes:

- この記録及びその付属品は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる場合にも船上に備えておく。
- This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate. The EIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times.
- 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が保証されている場合において記録のいずれかがある場合には、発給国の公用語による記載が優先する。
- The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.
- 記録の更新がない限り、この記録において、「船舶」とは条約附属書VIの原則に従い、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、2008年に改正された窒素酸化物技術規則に基づき適用される。
- Unless otherwise stated, regulations mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's Technical File and means of verifications refer to mandatory requirements from the revised NOx Technical Code 2008.

- 原動機の詳細  
Particulars of the engine
- 原動機製作者等の名称及び住所 ヤンマー株式会社  
兵庫県尼崎市長洲東通1-1-1  
Name and address of manufacturer Yanmar Co., Ltd.  
1-1-1, Higashi-dori, Nagasu, Amagasaki, Hyogo, Japan
- 原動機の製造場所 尼崎工場  
兵庫県尼崎市長洲東通1-1-1  
Place of engine build Amagasaki Plant  
1-1-1, Higashi-dori, Nagasu, Amagasaki, Hyogo, Japan
- 原動機の製造年月日 2011年10月28日  
Date of engine build 28 October 2011
- 放出量確認等の場所 尼崎市、日本  
Place of pre-certification survey Amagasaki, Japan
- 放出量確認等の年月日 2012年1月20日  
Date of pre-certification survey 20 January 2012
- 原動機の型式番号 6EY26LW  
Engine type and model number
- 原動機製造番号 0527FHE  
Engine serial number
- 原動機ファミリー  又は 原動機グループ  の代表  又は 代表以外  の原動機(適用のある場合)  
If applicable, the engine is a parent engine  or a member engine  of the following engine family  or engine group  6EY26LWC
- 個別の原動機又は原動機ファミリー / 原動機グループの詳細:  
Individual engine or engine family / engine group details:
- 1.9.1 代表原動機の承認番号 11MM00338  
Approval reference
- 1.9.2 定格出力(kW)及び定額回転速度(rpm)の値又は範囲 1,400 kW  
Rated power (kW) and rated speed (rpm) values or ranges 750 rpm
- 1.9.3 原動機の使用形態 D2  
Test cycle(s)

- 代表原動機試験燃料油の仕様 DM grade (ISO8217)  
Parent engine(s) test fuel oil specification
- 1.9.5 窒素酸化物放出基準値 (g/kWh)、規則13.4又は13.4a (該当しないものを削除すること)  
Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.4, 13.4 or 13.4a (delete as appropriate) 9.6 g/kWh
- 1.9.6 代表原動機の放出値 (g/kWh)  
Parent engine(s) emission value (g/kWh) 8.4 g/kWh

- 原動機取扱手引書の要目  
Particulars of the technical file  
2008年に改正された窒素酸化物技術規則第2章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船上に備えておく。  
The technical file, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code 2008, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.
- 原動機取扱手引書文書番号/承認番号 G2-51695-3840 / 12KB00627TF  
Technical file identification/approval number
- 原動機取扱手引書承認年月日 2012年1月20日  
Technical file approval date 20 January 2012
- 船上における原動機の定期的検査の方法  
Specifications for the onboard NOx verification procedures  
2008年に改正された窒素酸化物技術規則第6章で要求される船上における検査の方法は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船上に備えておく。  
The specifications for the on-board NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code 2008, are an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.
- 機関パラメータチェック法  
Engine parameter check method:  
3.1.1 識別番号/承認番号 G2-51695-3860 / 12KB00627TF  
Identification / approval number  
3.1.2 承認年月日 2012年1月20日  
Approval date 20 January 2012
- 直接計測及びモニタリング法  
Direct measurement and monitoring method:  
3.2.1 識別番号/承認番号 ---  
Identification / approval number  
3.2.2 承認年月日 ---  
Approval date

これらの方法に代えて、2008年に改正された窒素酸化物技術規則6.3cに従い、簡易計測法を利用することができる。  
Alternatively the simplified measurement method in accordance with 6.3.c of the NOx Technical Code 2008 may be utilized.

神戸 において発給した。  
Issued at Kobe

発給の日: 2012年1月20日  
Date of issue: 20 January 2012

日本海事協会  
NIPPON KAIJI KYOKAI  
  
(Hiroshi YAMAMOTO)  
General Manager of Kobe Branch

## (2) 技術資料と入札書の同時提出について

H 2 5 d

### 1. 対象工事

- ① 総合評価落札方式のうち、施工能力評価型を適用する工事
- ② 港湾土木工事
- ③ 予定価格が2億円未満の工事

### 2. 試行内容

- ① 施工計画と入札書の同時提出



H 2 6 d

### 1. 対象工事

- ① 総合評価落札方式のうち、施工能力評価型を適用する工事。  
但し、施工計画を加点方式により審査・評価を行う工事を除く。 ⇨ I型(標準)及びII型が対象
- ② 港湾土木工事。
- ③ 予定価格が5千万円以上2億円未満のうち事務所発注工事。
- ④ 上記事項をすべて満たす工事。

### 2. 実施内容

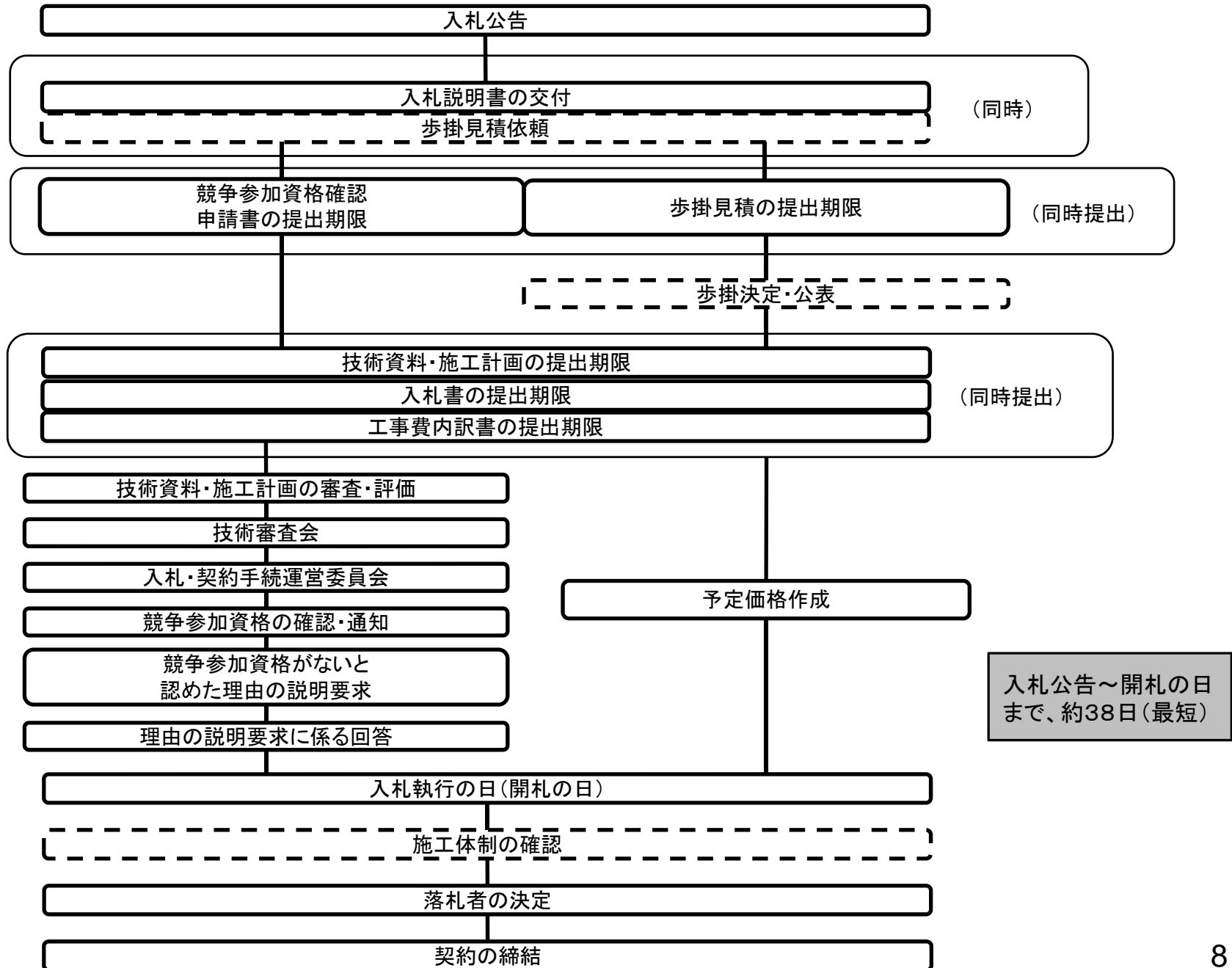
- ① 技術資料及び施工計画と入札書の同時提出

### 3. 手続きフロー

- ① 次ページ参照。



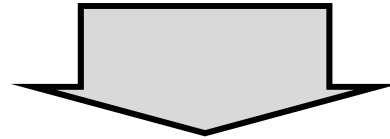
(参考) 同時提出の手続きフロー



### (3) 配置予定技術者の工事成績点に関する評価方法について(試行)

H 2 5 d

- ① 地方整備局が発注した工事において、申請された工事の工事成績点
- ② H13. 4. 1以降に完成した工事

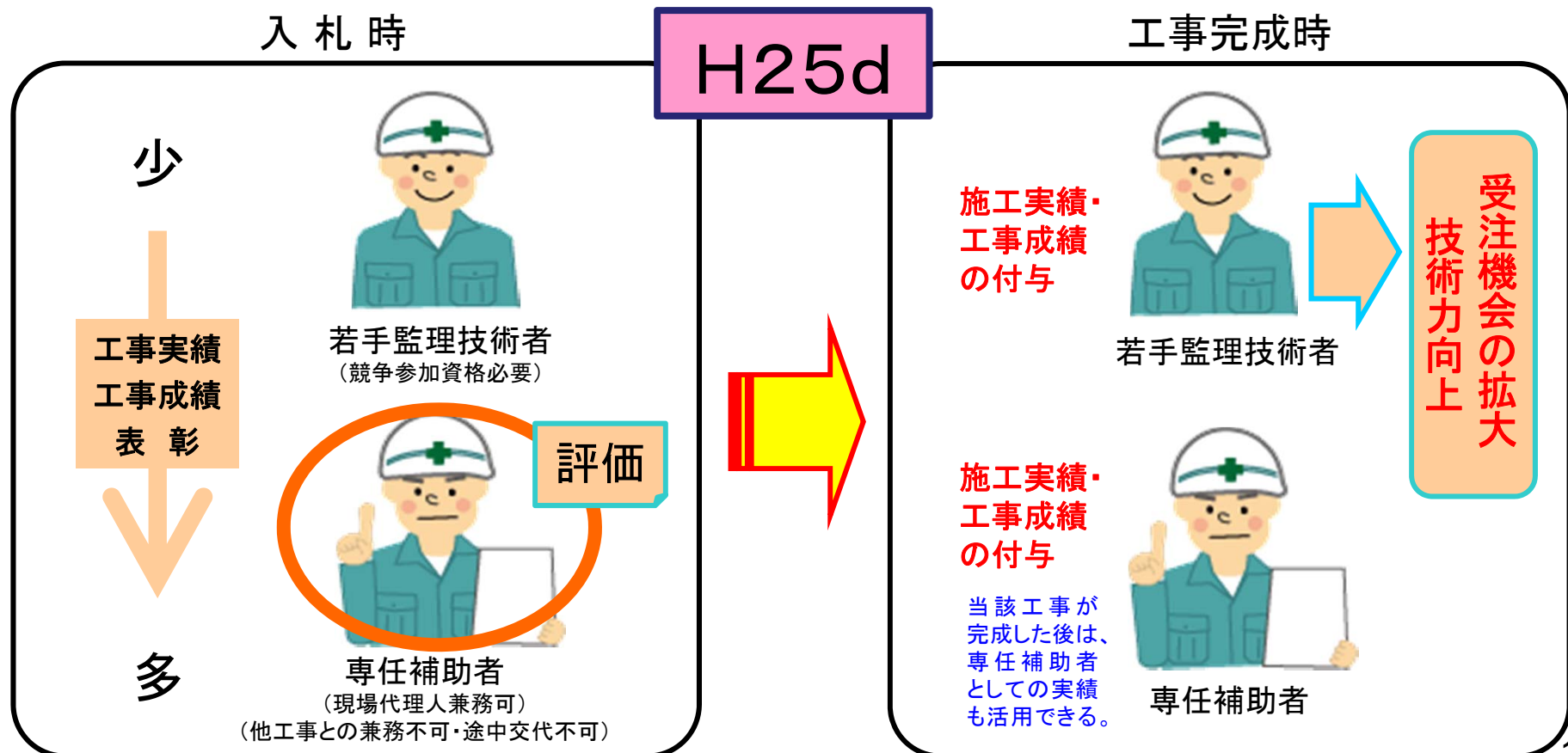


H 2 6 d

- ① 地方整備局(8局)での実績を平均(各工種毎)した工事成績点とし、過去5ヶ年度分を対象の範囲とする。(切り替え時期は7月1日を予定)  
例) 発注対象工事が港湾土木工事の場合は、その技術者が保有している港湾土木工事の工事成績点を平均し反映させる。
- ② 港湾5工種を対象とし、建築工事など5工種以外は除く。  
よって、港湾5工種以外は平成25年度と同様、申請された工事成績点を評価。
- ③ 競争参加申請者から工事成績点(写し)の提出を求める。

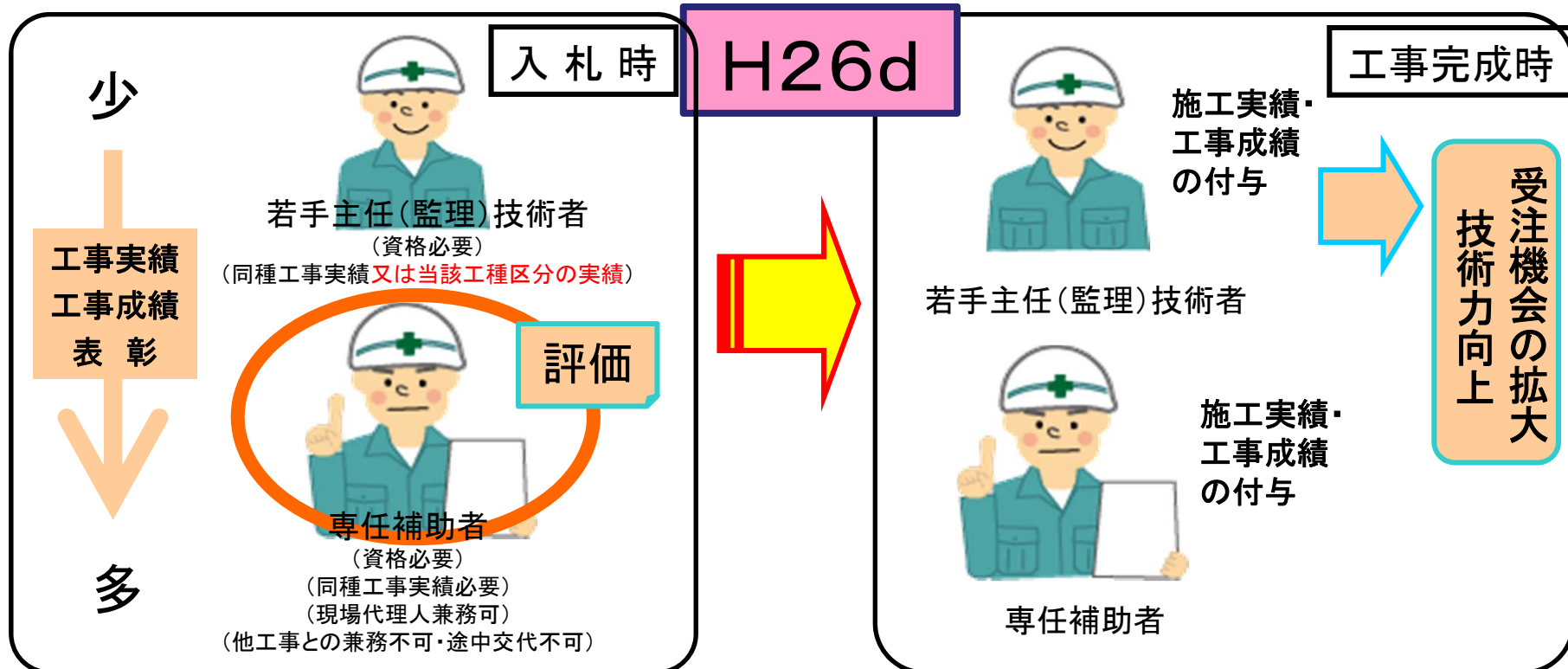
## (4) 専任補助者を配置する場合の配置予定主任(監理)技術者の実績緩和(試行)

- ・競争参加資格は有しているものの、地方整備局(港湾空港関係)の実績がないため総合評価の加点が少なくなることにより、主任(監理)技術者に登用されづらい若手技術者の育成や技術力向上を目的とし、経験豊富な専任補助者を配置、評価する工事を試行。
- ・専任補助者とは、主任(監理)技術者に求められるものと同一の資格を満たす技術者であり、主任(監理)技術者を専任で補助し、主任(監理)技術者と同様の職務を行う者をいう。なお、現場代理人との兼務はできるが、他工事との兼務や途中交代は認めない(「監理技術者制度運用マニュアル」を適用)。また、JVの場合は、代表者から配置するものとする。
- ・専任補助者配置の有無については、競争参加者が選択できる(希望式)。
- ・「専任補助者通知書」により届け出を義務づけする(特記仕様書で指定)。



- ・競争参加資格は有しているものの、地方整備局（港湾空港関係）の実績がないため総合評価の加点が少なくなるにより、主任（監理）技術者に登用されづらい若手技術者の育成や技術力向上を目的とし、経験豊富な専任補助者を配置、評価する工事をH25年度より試行。
- ・さらなる活用に資するため、H26年度から若手技術者（配置予定主任（監理）技術者）に求める工事の施工経験を、「同種工事实績」から「当該工種区分（例：港湾土木工事など）」に拡大する。（選択式）  
 なお、「当該工種区分」を選択した場合の条件は以下のとおりとする。
  - ①過去5カ年の工事において、主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者であること。
  - ②工期の半分以上従事した工事であること。但し、工期が1年以上の場合は、6ヶ月以上であること。
- ・専任補助者とは、主任（監理）技術者に求められるものと同一の資格を満たす技術者であり、主任（監理）技術者を専任で補助し、主任（監理）技術者と同様の職務を行う者をいう。なお、現場代理人との兼務はできるが、他工事との兼務や途中交代は認めない（「監理技術者制度運用マニュアル」を適用）。また、JVの場合は、代表者から配置するものとする。
- ・試行対象は全工事（WTO案件を除く）で、専任補助者配置の有無については、競争参加者が選択できる（選択式）。
- ・「専任補助者通知書」により届け出を義務づけする（特記仕様書で指定）。

（赤書：一部改良箇所）



## (5) 専門性の高い技術者資格の更なる活用について(試行)

- ・ 専門性の高い技術者資格の活用については、平成25年8月から海上工事を対象に実施しているところであるが、平成26年4月からは、空港工事(制限区域内)を対象に、「**空港工事施工管理技術者**」の資格を保有している技術者を評価するものである。

### 「空港工事施工管理技術者」

一般財団法人 港湾空港総合技術センター(SCOPE)が創設した、空港工事を統括しうる優れた技術者を「空港工事施工管理技術者」として認定する資格。

受験資格として、一級土木施工管理技士または技術士(ただし建設部門に限る)の資格の取得と空港工事の一定の実務経験を有することが必要。

資格登録後も空港工事の実務経験の内容を確認するとともに、技術力の維持向上に向けた自己研鑽を奨励する仕組み。

### 「評価の考え方」

現行の評価項目における「継続教育(CPD)の取り組み状況」の配点1.0または2.0点を、「空港工事施工管理技術者」の資格を保有している場合に振り替えて評価する。

# 具体的な評価方法①

赤文字追加及び削除箇所

項目	施工能力評価型						技術提案評価型			
	II型	施工体制確認型								
		II型	I型				S型(非WTO)			S型(WTO)
			標準	標準	チャレンジ型	施工計画重視型	標準	標準	チャレンジ型	
Aランク以外	Aランク以外	Aランク	Aランク以外	Aランク以外	Aランク以外	Aランク	Aランク以外	Aランク		
施工計画、技術提案(II型は除く)	—	—	可／不可	可／不可	20点	20点	40点	40点	40点	50点
企業の能力等	12点	16点	20点	16点	3点	8点	10点	8点	5点	
(項目省略)										
配置予定技術者の能力等	12点	16点	20点	16点	4点	8点	10点	8点	5点	
同種工事实績	6.0	6.0	8.0	6.0	2.0	3.0	4.0	3.0	2.0	
請負工事成績評定点	6.0	6.0	8.0	6.0	1.0	3.0	4.0	3.0	1.0	
優良建設技術者表彰又は優良工事表彰の従事技術者	—	3.0	3.0	3.0	—	1.0	1.0	1.0	—	
継続教育(CPD)の取り組み状況	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
保有資格(次頁)	—	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	
地域精通度・地域貢献度	6点	8点	—	8点	3点	4点	—	4点	—	
(項目省略)										
加算点合計	30点	40点	40点	40点	30点	40点	60点	60点	50点	50点

## 具体的な評価方法②

保有資格	評価基準	配点
配置予定主任(監理)技術者又は専任補助者が保有している資格	空港工事施工管理技術者	1.0
	その他の資格	0.0

※1:対象工事

制限区域内での空港工事

※2:配点

S型(非WTO・チャレンジ型)の場合は、2.0点とする。





# 競争参加資格要件と評価項目

凡例 ○:必須 △:選択 ×:非設定

H25dからの変更箇所

資格要件・評価項目	競争参加資格要件				評価項目				北陸地方整備局(港湾空港関係)における設定・評価の考え方	【参考:H25d】 北陸(港湾) (総合評価)		
	懇談会	北陸 (建設)	港湾局	北陸 (港湾)	懇談会	北陸 (建設)	港湾局	北陸 (港湾)				
企業の 能力等	同種工事実績	○ 15年	○ 15年	○ ○年	○ 15年	○ 15年	○ 15年	○ ○年	○ 15年	・過去15ヶ年度以降の申請された同種工事実績を評価対象とする。 ・施工実績が全地方整備局(港湾空港関係、参加要件の工種区分)の工事である場合は、請負工事成績評定点(平成13年4月1日以降に完成した港湾空港関係、元請け工事に限る)が65点以上であることを参加要件とする。	15年	
	請負工事成績評定点	○ 2年	○ 2年	○ ○年	○ 2年	○ 2年	○ 2年	○ ○年	○ 5年 ※1	・過去5ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係、参加要件の工種区分)の平均請負工事成績評定点を評価対象とする。 ・北陸地方整備局(港湾空港関係、参加要件の工種区分)の過去2ヶ年度に完成した工事がある場合は、平均請負工事成績評定点が65点以上であることを参加要件とする。	5年	
	表彰	工事成績評定優秀企業認定								1年		1年
		優良工事表彰	×	×	×	×	○ 2年	○ 2年	○ ○年	2年	・過去2ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係)の各表彰等を評価対象とする。ただし、優良工事表彰については、参加要件の工種区分に限る。	2年
		優良工事における下請負者表彰								2年	・チャレンジ型については、対象外。	2年
		安全管理優良受注者表彰								2年		2年
	作業船評価	×	×	×	×	×	×	○	○	・作業船の保有及び作業船の環境基準を評価対象とする。 ・チャレンジ型、S型(WTO)及び作業船を使用しない工事については、対象外。	-	
	関連分野での技術開発	×	×	×	×	△	△	△	○	・新技術等の活用を評価対象とする。		
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	×	×	×	×	△	×	△	×			
技能者の配置状況、技術提案力の評価	×	×	×	×	△	△	△	×				
その他	×	×	×	×	△	△	△	×				
技術者の 能力等	同種工事実績	○ 15年	○ 15年	○ ○年	○ 15年	○ 15年	○ 15年	○ ○年	○ 15年	・企業の実績と同じ(監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者、専任補助者)。	15年	
	請負工事成績評定点	○ 4年	○ 申請工事	○ ○年	○ 申請工事	○ 4年	○ 4年	○ ○年	○ 5年 ※2	・過去5ヶ年度における全地方整備局(港湾空港関係、参加要件の工種区分)の平均請負工事成績評定点(監理(主任)技術者、現場代理人又は専任補助者に限る)を評価対象とする。	申請工事	
	表彰(優良建設技術者表彰)	×	×	×	×	○ 4年	○ 4&2年	○ ○年	○ 4&2年 ※3	・過去4ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係)の優良建設技術者表彰を評価対象とする。または、過去2ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係)の優良工事表彰を受けた工事の監理(主任)技術者の配置を評価対象とする。※重複加点はしない。 ・チャレンジ型については、対象外。	4&2年	
	CPD又は専門性の高い資格活用	×	×	×	×	△	△ CPD:1年	△	○	・CPDを評価項目として設定する場合、過去1ヶ年度を評価対象とする。 ・専門性の高い資格活用を評価項目として設定する場合、海上工事施工管理技術者資格及び空港工事施工管理技術者資格を評価対象とする。	1年	
	資格	○	○	○	○	△	×	△	×			
	その他	×	×	×	×	△	×	△	×			
	ヒアリング	×	×	×	×	△	△	△	×	※4		
手持ち工事量	△	×	△	×	×	×	×	×				
地域 精通度	本支店営業所の所在地	○	○	○	○	△	○	△	○	・当該県内(地域内)における本店の有無を評価対象とする。 ・Aランク以外が対象の工事のみを設定する。Bランクのみで業者数が確保できないため、Aランクまで拡大した場合も含む。ただし、Aランク工事をBランク以下に拡大する場合は対象外。		
	企業の近隣地域での施工実績の有無	△	×	△	×	△	×	△	×			
	監理技術者の近隣地域での実績	△	×	△	×	△	×	△	×			
地域 貢献度	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	×	×	×	△	○	△	○	・災害協定の有無及び過去5ヶ年度以降の協定に基づく活動実績を評価対象とする。 ・Aランク以外が対象の工事のみを設定する。Bランクのみで業者数が確保できないため、Aランクまで拡大した場合も含む。ただし、Aランク工事をBランク以下に拡大する場合は対象外。	5年	
	ボランティア活動等	×	×	×	×	△	×	△	×			
	その他	×	×	×	×	△	×	△	△	・災害復旧・復興に活用できる作業船の自社保有状況を評価対象とする。 ・Aランク以外が対象の工事(陸上・海上を問わない)のみを設定する。Bランクのみで業者数が確保できないため、Aランクまで拡大した場合も含む。ただし、Aランク工事をBランク以下に拡大する場合は対象外。	△	

※1:北陸(建設)は2年であるが、港湾は工事件数が少ないため、現行の5年とする。

○北陸(建設)の内容は、H26.2現在

※2:工事成績データベース(国総研)を活用する。

※3:北陸(建設)に合わせて、4&2年とする。

※4:一般土木のように、多くの参加が見込まれる案件の発注予定がないため、ヒアリングは省略とする(懇談会案は、段階選抜とセットが基本)。

# 加算点（施工体制確認型）

加算点【施工体制確認型】

項目	施工能力評価型									技術提案評価型																			
	I型 (II型)									S型 (非WTO)						S型 (WTO) ※3													
	懇談会	北陸 (建設)	港湾局			北陸(港湾)				懇談会	北陸 (建設)	港湾局			北陸(港湾)			懇談会	北陸 (建設)	港湾局	北陸 (港湾)								
			標準	標準	施工計画重視型	標準	標準	チャレンジ型	施工計画重視型			標準	標準	チャレンジ型	標準	標準	チャレンジ型												
Aランク	Aランク以外	全ランク	Aランク	Aランク以外	Aランク以外	Aランク以外	Aランク	Aランク以外	Aランク	Aランク以外	Aランク以外	Aランク	Aランク以外	Aランク															
施工計画、技術提案(II型は不要)	可/不可	10点	可/不可	可/不可	20点	可/不可	可/不可	20点	20点	30点	30点	30~40点	30~40点	30~40点	40点	40点	40点	40点	50点	60点	50点								
企業の能力等	20点	16点	20点	16点	10点	20点	16点	3点	8点	15点	15点	10点	8点	5点	10点	8点	5点	15点	15点	15点	※3								
同種工事実績	8.0	5.0	5.0	4.0	3.0	6.0	4.0	1.0	1.0	6.0	5.0	3.0	※2	2.0	3.0	2.0	1.0(2.0)	2.0	9.0	9.0	9.0								
請負工事成績評定点	8.0	5.0	8.0	6.0	4.0	8.0	6.0	1.0	1.0	6.0	5.0	4.0			4.0	2.0	2.0	1.0	6.0	6.0	6.0								
工事成績評定優秀企業認定	4.0	1.0	3.0	2.0	1.0	0.5(1.0)	0.5(1.0)		0.5(1.0)	3.0	1.0	1.0			1.0	0.5(1.0)	1.0(2.0)	1.0(2.0)											
優良工事表彰		2.0				1.0(2.0)	1.0(2.0)	1.0(2.0)																					
優良工事における下請負者表彰		1.0				0.5(1.0)	0.5(1.0)	0.5(1.0)										1.0			1.0	1.0							
安全管理優良受注者表彰		1.0				1.0	1.0	1.0										1.0			1.0	1.0							
作業船評価						2.0(-)	2.0(-)		2.0(-)								2.0(-)	2.0(-)											
新技術等に対する取り組み ※1		1.0	4.0	4.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0			2.0			1.0	1.0	2.0												
技術者の能力等	20点	20点	20点	16点	10点	20点	16点	4点	8点	15点	15点	10点	8点	5点	10点	8点	5点	15点	15点	15点	※3								
同種工事実績	8.0	8.0	8.0	6.0	4.0	8.0	6.0	2.0	3.0	6.0	6.0	4.0	※2	1.0	4.0	4.0	3.0	2.0	9.0	9.0	9.0								
請負工事成績評定点	8.0	8.0	8.0	6.0	4.0	8.0	6.0	1.0	3.0	6.0	6.0	4.0			4.0	3.0	1.0	6.0	6.0	6.0									
優良建設技術者表彰	4.0	3.0	2.0	2.0	1.0	3.0	3.0	1.0	1.0	3.0	3.0	1.0			1.0	1.0													
継続教育(CPD)の取り組み状況 ※1		1.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0			1.0			1.0	1.0	2.0												
地域精進度・地域貢献度	企業の中	4点	設定不可	8点	設定不可		8点	3点	4点	企業の中	設定しない	設定不可	4点	設定不可		4点													
本店の有無		1.0					3.0	1.0	1.0							1.0													
災害時における活動実績		3.0		※2			4.0	1.0	2.0				※2			2.0													
作業船の保有状況							1.0	1.0	1.0							1.0													
加算点合計	40点	50点	40点	40点	40点	40点	40点	30点	40点	60点	60点	50~60点	50~60点	40~50点	60点	60点	50点	40点	50点	60点	50点								

ヒヤリング	必要に応じて	実施しない	必要に応じて	実施しない	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

施工体制評価点	30点
---------	-----

基礎点	100点
-----	------

※1: 港湾局案では、評価項目は自由設定

※2: 内訳の指定なし

※3: WTO案件の能力等は、段階選抜のみに使用

※4: 表中( )書きは、作業船評価しない(作業船を使用しない工事)場合

○下記は原則実施しないこととするが、実施する場合は別途設定する。

①施工能力評価型のII型で、Aランクが対象の場合。

②施工能力評価型のI型・チャレンジ型or施工計画重視型で、Aランクが対象の場合。

③技術提案評価型のS型・チャレンジ型で、Aランク以外が対象の場合。

○北陸(建設)の内容は、H26.2現在

# 加算点（非施工体制確認型）

加算点【非施工体制確認型】

項 目	施工能力評価型				
	II型(Aランク以外の場合) 【Aランクが対象の場合は別途設定】				
	懇談会	北陸(建設)	港湾局	北陸(港湾)	
簡易な施工計画	-	※2	-	-	
企業の能力等	15点		12点	12点	
同種工事実績	※1		※1	3.0(5.0)	
請負工事成績評定点				6.0	
工事成績評定優秀企業認定					
優良工事表彰					
優良工事における下請負者表彰					
安全管理優良受注者表彰					
作業船評価				2.0(-)	
新技術等に対する取り組み				1.0	
技術者の能力等	15点		12点	12点	
同種工事実績	※1		※1	6.0	
請負工事成績評定点				6.0	
優良建設技術者表彰					
継続教育(CPD)の取り組み状況					
地域精通度・地域貢献度				6点	6点
本店の有無				2.0	
災害時における活動実績				※1	3.0
作業船の保有状況				1.0	
加算点合計	30点		30点	30点	
ヒヤリング	実施しない	実施しない	実施しない	実施しない	
基礎点	100点				

※1:内訳の指定なし

※2:例示なし

※3:表中( )書きは、作業船評価しない(作業船を使用しない工事)場合

# 評価項目と評価基準一覧

加算点比較表

評価項目	評価基準	施工能力評価型						技術提案評価型				
		II型 非施工体制 Aランク以外	II型 Aランク以外	I型 Aランク	I型 Aランク以外	I型 チャレンジ型 Aランク以外	I型 施工計画重視 型 Aランク以外	S型 非WTO Aランク	S型 非WTO Aランク以外	S型 非WTO チャレンジ型 Aランク	S型 WTO Aランク	
総合評価	①過去15ヶ年度以降の申請された同種工事実績	より同種性の高い工事の実績あり	3(5)	4	6	4	1	1	2	1(2)	2	-
		同種性の高い工事の実績あり	1.5(3)	2	3	2	1	1	1	1	1	-
		同種性が認められる工事の実績あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	②過去5ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係、参加要件の工程区分)の平均請負工事成績評定点	80点以上	6	6	8	6	1				1	-
		78点以上80点未満	5	5	6	5		1	2	2		-
		76点以上78点未満	4	4	5	4						-
		75点以上76点未満					0				0	-
		74点以上75点未満	3	3	4	3						-
		72点以上74点未満	2	2	3	2		0	1	1		-
		70点以上72点未満	1	1	1	1						-
		65点以上70点未満又は実績なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	65点未満	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-	
	③過去〇ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係)の各表彰	工事成績評定優秀企業認定(過去1ヶ年度)	認定あり	-	0.5(1)	0.5(1)	0.5(1)	-	0.5(1)	0.5(1)	-	-
		優良工事表彰(参加要件の工程区分)(過去2ヶ年度)	局長表彰あり	-	1(2)	1(2)	1(2)	-	1(2)	1(2)	1(2)	-
		事務所長表彰あり	-	0.5(1)	0.5(1)	0.5(1)	-	0.5(1)	0.5(1)	0.5(1)	-	-
		優良工事における下請負者表彰(過去2ヶ年度)	表彰あり	-	0.5(1)	0.5(1)	0.5(1)	-	0.5(1)	0.5(1)	-	-
	安全管理優良受注者表彰(過去2ヶ年度)	表彰あり	-	1	1	1	-	1	1	1	-	
	④作業船評価 ※主たる工程で設定	作業船の保有	自社保有あり	1(-)	1(-)	1(-)	1(-)	-	1(-)	1(-)	1(-)	-
		保有なし	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	-	0(-)	0(-)	0(-)	-	
		作業船の環境基準	環境基準を満足している	1(-)	1(-)	1(-)	1(-)	-	1(-)	1(-)	1(-)	-
	下請を予定している作業船が環境基準を満足している	0.5(-)	0.5(-)	0.5(-)	0.5(-)	-	0.5(-)	0.5(-)	0.5(-)	-		
	環境基準を満足していない又は証明書の提出がない	0(-)	0(-)	0(-)	0(-)	-	0(-)	0(-)	0(-)	-		
⑤新技術等に対する取り組み	NETIS登録「-VA」技術又は港湾関連民間技術評価制度の認定技術の活用あり	1	1	1	1	1	1	1	1	2	-	
技術者の能力等	⑥過去15ヶ年度以降の申請された同種工事実績	同種性	より同種性の高い工事の実績あり	4	4	6	4	1	2	3	2	1
		同種性の高い工事の実績あり	2	2	3	2	1	1	2	1	1	
		同種性が認められる工事の実績あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	⑦過去5ヶ年度の全地方整備局(港湾空港関係、参加要件の工程区分)の平均請負工事成績評定点(監理(主任)技術者、現場代理人又は専任補助者に限る)	立場	監理(主任)技術者、現場代理人又は専任補助者として従事	2	2	2	2	1	1	1	1	1
			担当技術者として従事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		80点以上	6	6	8	6	1		3	4	3	1
		78点以上80点未満	5	5	6	5				3		
		76点以上78点未満	4	4	5	4		2			2	
		74点以上76点未満	3	3	4	3						0
		72点以上74点未満	2	2	3	2		1			1	
70点以上72点未満	1	1	1	1			1					
70点未満又は実績なし	0	0	0	0		0	0	0				
⑧過去4ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係)の優良建設技術者表彰または、過去2ヶ年度における北陸地方整備局(港湾空港関係)の優良工事表彰を受けた工事の監理(主任)技術者の配置 ※重複加算しない	局長表彰あり	-	3	3	3	-		1	1	1	-	
	事務所長表彰あり	-	2	2	2	-		1	1	1	-	
⑨過去1ヶ年度における継続教育(CPD)の取り組み状況、又は専門性の高い資格活用	CPDの場合:20単位以上の取得あり 専門性の高い資格活用の場合:資格あり	-	1	1	1	1	1	1	1	2	-	
⑩地域精通度	当該県内(地域内)に本店あり	2	3	-	3	1	1	-	1	-		
⑪過去5ヶ年度以降の災害時等における活動実績	活動あり	3	4	-	4	1	2	-	2	-		
	協定締結しているが活動なし	2	3	-	3	1	1	-	1	-		
⑫作業船の保有状況	災害復旧・復興に活用できる作業船の保有あり	1	1	-	1	1	1	-	1	-		
⑬施工計画・技術提案(配点は1項目又は1提案当たり)	S			可	可	10	10	5	5	5	5	
	A			不可	不可	6	6	3	3	3	3	
	B					3	3	1	1	1	1	
	C					0	0	0	0	0	0	
	D					失格	失格	-5	-5	-5	-5	
	小計					20	20	40	40	40	50	
合計					30	40	40	40	60	60	50	

※表中( )書きは、作業船評価しない(作業船を使用しない工事)場合

■: 同記配点

## 質疑応答

説明会（新潟・富山）での質問と回答は、港湾空港部HPにアップします。

（<http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/siryomenu15.html>）

また、説明会後の質問も受付しますが、書面で提出してください（H26.4.18 ✕ 切り）。説明会後の分もHPにアップします。